

『震災復旧のための

震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会 《S造・RC造・木造編》』開催のご案内

去る3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、被災建築物については、応急危険度判定活動が精力的に実施され、次の段階として、被災建築物の被災度区分判定および復旧業務が日増しに高まっています。

被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を修得していることが必須であります。

本協会では、平成17年以来(財)日本建築防災協会と共催により、被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきましたが、この度の東日本大震災において被災した建築物の復旧支援の必要性が求められております。

このような背景から本協会では下記の要綱により標題の復旧に係る技術講習会を開催致すこととなりましたので、受講されますよう御案内致します。

被災度区分判定は、建築物の地震後対策の重要な柱

地震により被災した建築物の対策として、震災直後に危険性を判定し建築物立ち入りの可否を住民に情報提供するために行政を主体として実施する応急危険度判定と、当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況からその被災度を区分判定し、当該建築物の継続使用のための復旧の要否を判断するために実施する被災度区分判定があります。

「被災度区分判定基準および復旧技術指針」の重要性

地震により被災した建築物も適切な被災度区分判定を行う事により、取り壊しで生ずる産業廃棄物を最小限にし、また社会資本の有効残存が可能となり地球環境・地球資源の上からもまた被災住民の経済的軽減からも重要なことです。

「被災度区分判定・復旧技術者」名簿掲載及び技術者証の発行

受講された建築士(事務所登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。)で希望者には「震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」(財)日本建築防災協会の名簿掲載と技術者証(有効期間5年)の発行をいたします。また過去に本講習を受講し、技術者証の発行を受けている方で、再発行(更新)を希望する場合は、本講習会を再度受講していただき、5年間の技術者証を発行致します。

(技術者証カード発行手数料として、実費2,000円が別途必要となります。)

「被災度区分判定・復旧技術事務所」名簿掲載

本講習を受講し、被災度区分判定・復旧技術者を有する建築士事務所(事務所登録を行っている建築士事務所に限ります。)は、被災度区分判定・復旧技術事務所名簿に掲載することができます。これに係る費用は無料です。事務所名簿掲載申込書を希望の方は、別紙申込書をご記入いただき、当日会場へお持ち下さい。この技術事務所名簿は、宮城県に送付することを予定しており、地震被災後の被災住民の住宅相談等への活用が期待されます。

- 建築物の設計・施工・工事監理・維持保全に携わる「建築士」の方々、建築行政職員、被災建築物応急危険度判定士の皆様には是非受講されますようご案内申し上げます。
- 本講習会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)となります。

主 催 (社)宮城県建築士事務所協会
共 催 (社)日本建築士事務所協会連合会 (財)日本建築防災協会
後 援(予定) 宮城県

1. 日時・会場・定員

日 時 平成 23年 7月 26日 (火) 9:50~16:15 (受付9:20~)
場 所 パレスへいあん (仙台市青葉区本町1-2-2)
定 員 300名

2. 講習内容及び講師

時 間	内 容	講 師 等
9:20~	受 付	
9:50~10:00	○挨拶	(社)宮城県建築士事務所協会 会長 栗原 憲昭
10:00~10:30	○被災度区分判定の考え方	東北大学大学院教授 前田 匡樹 氏
10:30~12:00	○木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	東北大学大学院教授 前田 匡樹 氏
12:00~13:00	(休 憩)	
13:00~14:30	○鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	東京大学生産技術研究所教授 中埜 良昭 氏
14:30~14:40	(休 憩)	
14:40~16:10	○鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	東京工業大学准教授 山田 哲 氏
16:15~	受講証明書発行	

※講師の方の都合によりプログラム順序、また講師に変更がある場合はご容赦下さい。

3. 受講料及び技術証者カード発行料

(社)宮城県建築士事務所協会 会 員 : 13,000 円

その他一般 : 18,000 円 (いずれも税込、テキスト代を含む)

※(社)宮城県建築士事務所協会会員は協会助成により上記金額となります。

技術者証カード発行料 2,000円 (希望者のみ)

技術者証カードを発行希望の場合は、講習会当日、写真(縦3.5×横2.5cm、裏面氏名記入)1枚と別紙申込書を受付にご提出下さい。

4. テキスト

「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2005年12月14日発行第2版第2刷)

発行：(財)日本建築防災協会

※欠席の場合でも受講料は返還いたしません。テキストはお送り致します。

5. 申込方法等

(1) 申込先 (社)宮城県建築士事務所協会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉二丁目2-40

TEL (022) 223-7330 FAX (022) 223-7319

(2) 申込期限 平成 23年 7月 19日 (火)

ただし、期限内でも定員になり次第締切らせていただきます。

(3) 申込方法

事前に受講料(テキスト代含む)及び技術者証カード発行手数料(希望者のみ)を下記の銀行口座に振り込みした後、別紙の「受講申込書・受講者カード」と銀行振込受領書のコピーを添付し、FAX(022-223-7319)でお申込み下さい。

※FAX番号はお間違えの無いようにご確認頂きお送り下さいますようお願い致します。

受講料(テキスト代含む)の入金確認後、受講票をFAX致します。

《 銀行振込先 》

七十七銀行 芭蕉の辻支店 (普通) 0178608 (社)宮城県建築士事務所協会

※ 恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

【 会場のご案内 】



《 交通機関 》

・ 地下鉄 広瀬通り駅下車 徒歩約3分

・ JR仙台駅西口 徒歩約5分

「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」(S造・RC造・木造)
受講申込書・受講者カード

社団法人宮城県建築士事務所協会殿

平成 年 月 日

受 講 者	氏名	(フリガナ 姓) (名)	性別	※ 受講番号
	生年月日	大正・昭和 年 月 日		
	建築士資格	1. 一級 2. 二級 3. 木造 4. 無資格		
	建築士登録番号	() 都道府県 号		
	従事している主な業務	(※ 以下の項目については、該当するものを選んで、その数字に いずれかひとつ〇 を付けて下さい。) 1. 建築設計一般 2. 構造設計 3. 設備設計 4. 積算見積 5. 調査・鑑定・企画 6. 工事監理 7. 都市計画 8. 技能労務(大工等) 9. 現場管理 10. 経営 11. 代理等の業務 12. その他()		
「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(発行手数料2,000円(税込))の発行および「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者名簿」掲載を希望する方は自宅住所を必ずご記入ください。 <自宅住所> 〒 (-) 都道府県				
勤 務 先	勤務先名	(フリガナ)	種別	1. 一級 2. 二級 3. 木造
	所在地	〒 (-) 都道府県		
	電話	- - 内線()	FAX	- -
	Eメール	@		
事務所登録		1. 登録している(登録事務所について下記をご記入下さい) 2. 登録していない		
登 録 建 築 士 事 務 所	最新事務所登録年月日	平成 年 月 日	建築士事務所登録番号	都・道・府・県 登録第 号
	業種	(※ 以下の項目については、該当するものを選んで、その数字に いずれかひとつ〇 を付けて下さい。) 1. 建築設計事務所 2. 構造設計事務所 3. 設備設計事務所 4. 積算事務所 5. コンサルタント 6. 建設業 7. プレハブ住宅業 8. 不動産業 9. その他()		
	受講建築士	1. 開設者である 2. 開設者でない		
		1. 管理建築士である 2. 管理建築士でない		
(社)宮城県建築士事務所協会 (主催)		1. 会員である 2. 会員でない		
受講料 (税/送料代含)	・13,000円(宮城県建築士事務所協会会員) ・18,000円(その他一般)		(注記) 下記技術者証の発行は別途発行手数料2,000円(税・送料込)がかかります。	
◎「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は下記1. に〇印を付けてください。				
1. 申し込みます 2. 申し込みません				
入金金額	振込金額 () 円 振込日: 平成 23年 月 日			
《銀行振込先》 七十七銀行 芭蕉の辻支店 (普通) 0178608 (社)宮城県建築士事務所協会 ・恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。				

【 FAX送信先 022-223-7319 】

※FAX番号はお間違えの無いよう、ご確認頂きお送り下さいますようお願い致します。

注 意

- ①申込書により受講証明書を作成し、受講履歴等を入力しますので太枠内はもれなく正確にご記入下さい。)
- ②項目に選択項目または番号がある場合は受講者の講習日現在として必要箇所または番号を○印で囲んで下さい。
- ③URLおよびEメール欄は任意です（英文字をはっきり読みとれるよう記入下さい）。
- ④テキスト等は、当日会場受付にて配布しますので、受講票を必ずお持ち下さい。
- ⑤「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載の資格要件は、建築士事務所に所属する建築士とします。
- ⑥「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は写真1枚(サイズ縦3.5×横2.5cm
—裏面技術者氏名記入)と別紙申込書を講習会当日受付にご提出下さい。
- ⑦木造建築士の「技術者証」は、全構造を受講された場合でも講習修了構造は木造のみとなります。
- ⑧本申込書の個人データは、技術者名簿の作成、技術者証の発行、技術者証の更新時の連絡および必要な技術者情報の送付に使用します。

振込受領書のコピー貼付欄

(振込受領書の写しを添付し、「受講申込書・受講者カード」とともにFAXにてお送り下さい。)

講習受講者の方で、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」掲載(無料)を希望の場合、下記に必要事項をご記入の上、当日、講習会会場の受付にご提出下さい。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲 載 申 込 書

平成 年 月 日

(財) 日本建築防災協会 殿

(社) 日本建築士事務所協会連合会 殿

建築士事務所等名

代表者氏名

印

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿掲載に係る了解事項」を理解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」への掲載を下記名簿掲載内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。

名 簿 掲 載 内 容

・(日事連 単体会) 会員の有無 有 無 (何れかに○印)

・建築士事務所名 _____

・所 在 地 〒 _____

・電 話 番 号 市外局番 (_____) - (_____) - (_____)

・F A X 番 号 市外局番 (_____) - (_____) - (_____)

・メールアドレス _____

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造

・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 (_____) - (_____) - (_____)

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報は、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付するとともに(財)日本建築防災協会及び(社)日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

